平成２１年（フ）第８２５号
水戸市南町１丁目４番16―703号南町ビル
債務者　小泉雄一朗
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８２６号
水戸市南町１丁目４番16―703号南町ビル
債務者　小泉　政子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
茨城県笠間市石井459番地２
債務者　多川美千子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３３号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町3378番地の１
債務者　青柳　文子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４３号
茨城県ひたちなか市大字足崎410番地、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字三反田3326番地県営三反田アパート６－２－６
債務者　園山　順子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４４号
茨城県ひたちなか市大字高場836番地１クランベリー202号
債務者　牛山　和城
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５２号
茨城県常陸太田市内堀町3536番地
債務者　石井　京子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５３号
茨城県東茨城郡茨城町大字小幡2761番地20
債務者　澤　　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７号
茨城県つくばみらい市小絹839―６　あずみ苑ラ・テラス小絹101、住民票上の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津3302番地の10
債務者　坂本　泰彦
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３号
茨城県つくば市高崎1682番地１
債務者　小泉　雄二
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２４号
茨城県つくば市高崎1682番地１
債務者　小泉　英子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６号
千葉県茂原市早野465番地２ティーフベルクＡ101号
債務者　加藤あけみ
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第８号
千葉県茂原市粟生野3526番地４
債務者　高橋　　淳（旧姓藤平・岩嵜）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
山梨県甲州市塩山上於曽374番地
債務者　古屋美智子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９２号
山梨県甲州市塩山藤木89番地
債務者　望月　美鈴
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１６号
山梨県甲府市緑ヶ丘１丁目２番６号
債務者　内藤かおり
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２４号
山梨県甲府市青葉町８番17号　ツイングリナリーＡ－１Ｆ
債務者　大内　　薫
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係